

B「別表2」相談援助業務に従事する者

施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コード	対象事業・施設等及び職種
6001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
	介護保険法8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
	介護保険法第8条第22項に規定する ^{※(1)} 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
	介護保険法第8条第27項規定する ^{※(2)} 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
6002	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
6003	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
6004	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する 主任相談支援員

※（1）地域密着型介護老人福祉施設・・・・・・・・・・特別養護老人ホーム（29人以下）のことです。

（2）介護老人福祉施設・・・・・・・・・・特別養護老人ホーム（30人以上）のことです。